

# KOSEKIちゃん通信



イメージキャラクター  
KOSEKI ちゃん

## 海の日・山の日



今年の「海の日」は7月20日。「海の日」が制定された当初の日付になりました。「海の日」とは「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う日」とされています。

2003年にハッピーマンデー制度が導入されてから7月の第三月曜日が休みになりました。それ以前は「海の日」に婚姻届を出す方が多かったようで、「結婚記念日＝海の日＝休み」という目算が外れてしまった方もいるようです。

2016年からは8月11日が「山の日」として祝日になりますが「山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する日」とされます。

祝日の意味をチョットだけ頭に置いて、海や山でパワーチャージをされてはいかがでしょうか。お出かけの際はくれぐれも事故等に留意され、楽しい夏をお送りください。



## 根拠条文を楽々チェック！

「KOSEKI ガイド」は、民法や戸籍法等の根拠条文を、その場で確認できます。

この部分の拡大

ワンタッチ

オープン

画面左側の説明文に示す紫色の条文をタッチするだけで緑色の窓が開き、枠内に根拠条文がパツと表示されます。

出生届

続柄の記入確認（嫡出子）

父母の婚姻中の戸籍に入籍し、同一父母間における出生の順序によって、

- ・嫡出子
- ・（長男）（又は2男）
- ・（長女）（又は2女）

等に入籍してもらってください。【戸籍法が修正された際、変更後の規定が適用されます。】

出生の届出は、十四日以内（国外で出生があったときは、三箇月以内）にこれをしなければならない。

○2 届出は、次の事項を記載しなければならない。

- 一 子の性別及び嫡出子又は嫡出でない子の別
- 二 出生の年月日時分及び場所
- 三 父母の氏名及び本籍、父又は母が外国人であるときは、その氏名及び国籍
- 四 その他法務省令で定める事項

○3 医師、助産師又はその他の者が出生に立ち会った場合には、医師、助産師、その他の者の署名に就てその者の一人が法務省令・厚生労働省令の定めるところにより作成する出生証明書も届出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

この機能により、状況にあった根拠条文を素早く表示し、住民の方々への説明・確認作業を迅速に行うことができます。

今後も研鑽を重ね、よりお役立て頂けるよう努めてまいります。

【光又記】

